

# 訓読・諏訪大明神絵詞 (一)

山下 正 治

## 解題

社寺の起源、由来や靈驗を記した文献を縁起と称しているが、これはその名称のとおり、長野県の諏訪大社の縁起である。本文中に「絵在之」と記すにとどまっているが、本来は詞書と絵からできていたが、絵の部分がなくなってしまう、現在は詞書のみが伝わっている。別名『諏訪絵詞』、『諏訪大明神御縁起次第』ともいわれる。

著者は、今井廣龜氏の調査によれば諏訪円忠で、諏訪上宮大祝家神氏の庶流の小坂氏の出身である。永仁三年（一二九五年）に生まれ、貞治三年（一三六四年）に七十歳で没している。庶流となったのは曾祖父のころからのものであり、鎌倉に仕え、諏訪十郷の一つである小坂郷を領して小坂左近将監といった。小坂については、北信濃・更科部四宮庄の近隣桑原村小坂であるとの説もある。建武二年（一三三五年）、中先代の乱で神氏一族が全滅している。四十二歳で諏訪上社執行、四十三歳で寺社奉行、四十四歳で天竜寺造宮奉行となり大進房とも称した。鎌倉幕府に仕えていたころの内容ははっきりしない。

縁起の成立は跋文によれば延文元年（一三五六年）で、製作の動機は、『諏訪社祭絵』が先年紛失したことから、これを再興する為であったと

円忠が述べている。内容は「縁起」が五巻に「諏訪祭」が七巻で、「諏訪祭」は絵詞の成立当時の祭祀がよく理解できる資料となっている。『絵詞』の外題が後光厳天皇の宸筆で、奥書が足利尊氏、詞書と絵は當時の第一流の書家や絵師によるものであり、円忠の文化人としての交際の広さがうかがわれる。もとより、万孫までも伝えんが為のものであり、円忠の情熱が感じられるものであるが、この縁起は京都の諏訪氏に伝えられていた。

現在伝わっているのは権祝本、神長本、武居祝家本等であり、権祝本が現在、最も善本とされている。今回は昭和五十四年八月に下諏訪町博物館から発行されたものを使用して翻刻を試みるものである。

## 凡例

一、本編は権祝本『諏方大明神畫詞』に基づいて、翻刻と、その訓読体のテキスト化を目指した。以下留意点を記す。

1 原典の風格を重んじ、且形体を重視して各行ごとの翻刻に統一した。（行ごとの数字を頭に付した。）

2 原典の漢字は基本的に旧漢字体であるが、訓読の便のために原則として通用体に改めた。

3 原典のかな遣いは歴史的仮名遣いである故に原則に従い表記した。

4 原典に施されたルビはカタカナで傍書した。なおひらがなによるルビは訓読の便宜として私案をもって施したものである。

5 送りかな部は原典の表記を重視したため、若干不統一が生じている。なお補入すべき表記は本文中に（ ）を用いて明らかにした。

6 「其」「此」「是」「比」の指示語は全てかな書きに改めた。

## 二、参考テキスト

統群書類従本、諏訪資料叢書本

一 諏方大明神絵詞

二 一卷 縁起上絵 中務少輔隆盛

三 詞 奥序 近衛右大臣兼平(兼) 宮内卿行忠朝臣(兼)

初段

四 それ日本信州に一つの靈祠あり。諏方大明神これなり。神降の  
 五 由来、その義遠し。竊かに国史の所説を見るに『旧事本紀』に云ふ、  
 六 天照大神みことのりして、経津主の（經津主の神、武甕槌の神）  
 七 常州（常州）神、二柱の神を出雲国へ降し奉りて、大己貴の（大己貴の命）  
 八 向ひて宣はく、葦原の中津国は我が御子の知らすべき国なり。汝、  
 正にこの

九 国を以て天照大神に奉らんや。大己貴の命申さく、吾が子事代主の  
 十 若神に問ひて返事申さんと申す。事代主の神申さく、我が父  
 宣わく

二段

十一 正に去り奉るべし。我違ふべからずと申す。又申すべき我が子あり  
 や、又我が

十二 子建御名方（建御名方）神、千引の石を手末に捧げ来りて申さく

十三 誰れ、この我が国に来たりて忍び忍びにかく云ふは、而して力競べ  
 せんと思ふ。先づ、

十四 其の御手を取りて即ち、氷り成立て、又劍を取り来て科野の国洲羽  
 の

十五 海に至る時、建御名方の神申さく、我れこの国を除いて他処に（不）  
 十六 行かじと云々。これ則ち垂迹の本縁なり。これより以降靈場を示し  
 て瑞籬を

十七 押し開き給ひて、承和の明時に爵一級を奉り給ひしより、寛平・天  
 の慶に

十八 至りて既に極は位を授けられましたまじき。去れば式内の大神として

案上の

十九 礼奠これ嚴重なり。王城擁護の誓願のみにあらず武関鎮

二十 守の靈験あるが故に、上下尽敬の誠をいたし、夏夷尊崇の

二十一 志を同じくす。暫く画図ノ功をかりて聊か奇特の瑞を顕わすとなり。

三 絵在之

二十二 神代の事は幽邈にして図絵も及ばず、当社明神の化現は人  
 二十三 皇十五代神功皇后元年の事なり。同年三月神教ありて、  
 二十四 皇后松浦の縣に至り給ふ。官軍は纔かに三百七十余人、乘  
 二十五 船四十八艘なり。異敵は既に五十万人、乗船十万八千艘と  
 二十六 聞こゆ。千万倍が一なり。力を以て争うべからずとて、先づ誓約の  
 二十七 御占あり、御髪を海に浮かべ給へば只二つに分ち、又細き針を浪に  
 二十八 元なげ給へば則ち、鯁鯁を釣り得給ふ。吉兆祈るが如し。又虚空よ  
 り

二十九 海上に両将化現す。各一劍を横たへて弓箭を負ふ（弓箭、尺の鯁立）

三十 この時よりおよそ、甲冑を帯する勢ひ、氣力の長たる、その勇める顔色  
 三十一 鬼神の如し。その怒れる眦、明星に似たり。よつて棟梁の臣

三十二 武内宿祢奏聞を経て、その故を問ひ給ふ。君、他の州へ発向の間  
 三十三 天照大神の詔勅によつて諏方・住吉二神守護の為に参すと答へ

三十四 給ふ。皇后大きに喜び、則ち錦座を両神に与え、雪膳を花船に

三十五 供へ雲帆に幣帛を捧げ、帰敬二心なし。その中に又妖  
 三十六 艶の媚たるあり。高知尾豊姫と号す。蝶羽一箭の上に坐し

三十七 ながら鳳綸を書きて、竜宮へ遣す。海主大きに驚きて勅命に  
 三十八 応じて満干の両珠を捧ぐ。御願成就の瑞相嚴重の由、君

三十九 臣共に欣悦す。

四 絵在之

三段

四十 さて同じき十月新羅へ御発向の時、孕る子に私の言を含め給ひて暫

く出

- 四 生を止どめんが為に白石を御裳衣に挟み、益男の兒を仮り、既に黄金の甲冑をめし、錦の旗、玉の蓋を指させて龍頭鷁首の御船に召す。この時神兵雲霞の如く化現す。又神楽の歌舞に
- 四 応じて龍宮の船頭安曇磯丸（神衣を著て）霊亀に乗り
- 四 参向して御舟を漕ぐ。数艘の兵船四方を囲み奉て諷方
- 四 住吉二神、穀葉、松枝の旗を上げて先陣に進み給へば群鳥
- 四 驚虚空に飛びかけり、大魚波に浮かび出でて兵船を守りて忽に異域に至る。船師海に満ち、旗旌目を囁かす。地祇振動し鐘鼓鳴
- 四 動して山川悉く震えば、両神旗を翻す事、稻麻に似たり。
- 四 先づ、干珠を投ぐれば瀟溟皆、干瀉となる。異賊悦びて陸地に
- 四 取り上がりて戦を致せば、官軍弥勝に乗る。その後、又満珠を
- 四 投ぐれば凶賊皆海底に沈む。剩え塩差し上りて新羅海内と
- 四 なる。一天闇々として日月光りを陰す。神風戦々として官軍又
- 四 色を増す。新羅王の云はく、これ只事に非ず、海東に国あり日本と
- 四 云ふ。聖王あり天皇と号す。その国の神兵なり、兵を上げて防ぐべ
- か
- 四 らずとて、彼王自ら面縛せられて帰降す。又士卒凶籍宝
- 四 貨を捧げて皇船の前に蹲踞す。加之、毎年の朝貢怠りなく
- 四 本朝の皇化に随ふべき由、頭を叩いて懇ろに誓をなす。これを則ち
- 四 見聞して高麗・百濟の二王いまだ戦わざるに帰伏す。誓約の趣き
- 四 前のごとし。又三韓の中間寛嚴山に五丈の黒き巖あり。高良大
- 四 菩薩、御弓の弭にて碑文を（三韓王氏は日本の大なり云々）書き給ふ。神変不思議なれば入
- 四 木の勢ひいまだ消えずとかや。三韓委く平げて同じき十二月皇后御
- 婦
- 四 洛の後、筑紫の蚊田にて応神天皇降誕し給ふ。八幡大菩薩
- 四 これなり。皇道の太平は諸神一同の守護なりと云へども異賊征伐は

専ら

- 四 当社の靈験なり。その旨具に二神詫談記（江幡郡）並びに高良の
- 四 縁起等に見えたり。
- 四 絵在之
- 四 段
- 四 されば皇后御帰朝の後、摂州広田の社に鎮座の時、五社を建立せ
- 四 らる。所謂、本社（皇后八幡大菩薩）諷方住吉二神及び八祖（神）
- 四 宮これなり。就中毎年正月九日、村民門戸を閉ちて、出入をやめ
- 四 て諷方
- 四 社の御狩と号して山林に望みて狩獵を致す。猪鹿一つを得ぬれば
- 四 則ち殺生を止め、西宮の南宮に（本地菩薩）手向け奉る。礼奠
- 四 今に断絶せず。一ケの諦（シヤウツ）貢外宮の生贄本誓に違わず、八幡
- 四 大菩薩・諷方・住吉同躰の由来ありと申すは、この謂なり。又用明
- 四 天皇の御
- 四 宇、聖徳太子、蘇我馬子大臣に仰せて、今の『先代旧事
- 四 本紀』十巻を撰せられる。第三の巻には専ら当社明神の本縁分明な
- り
- 四 絵在之
- 四 段
- 四 持統天皇五年八月一日、勅使を發遣して信州須波水内
- 四 神等を祭る由、日本記第三十巻に載せたり。これ則ち当社祭の始め
- 四 なるをや。今に至るまで当日をば月朔神事の最要とす。
- 四 絵在之
- 四 段
- 四 桓武天皇の御子に開成皇子と申す人おわしましき。忽ちに世事を
- 四 投げ捨
- 四 て、偏へに菩薩を願ひ給ふ。天平神護元年正月紫雲のたなびく所を

六 尋ねて撰州勝尾寺によち登りて本願善仲・善算善算齋齋

七 両上人に随ひて出家受戒をとげ給ひて開成と号す。登山の最初二聖

八 礼盤を下りて皇子密語流涕す。旧識に遇ふが如し。皇子は

九 本有五智を証し、法雷を五種に振ひ給へしと印証す。又二聖兼て金

十 字大般若經書写の願有りて啓白の日、曇り雨俄に起りて霹靂忽ちに

十一 下る。則ちその地を撰ひ給ひて最勝峯これなり。又夢中に大黄牛常

十二 行道すと見る所に、紙麻を植えて四壁の上に網を張り、禽獸に踏ま

十三 せず

十四 年月積もりて紺帟終に成る。開成に授けて神護慶雲二三

十五 各年に両聖肉身を改めず草座に乗りて西天に飛行す。不思

十六 議なりし事なり。

十七 繪在之

十八 皇子先師の願を果さんとて金泥浄水を求め給ひしに、七日祈

十九 誓の功に答へて五更に靈夢の告げあり。容儀並びなく衣冠正

二十 しき貴人來たりて石壇に坐して金丸金丸を青綿青綿に裹て

二十一 献ず。拜領してその号を問ひ給へば偈頌あり。得道來不動法性

二十二 示八正道垂權迹 皆得解脱苦衆生 故号八幡大菩薩と云々

二十三 その後又夢中に形夜叉の如くして北方より飛び來つて小陶器に水を

二十四 献ずとて、吾は信濃国諏方南宮なり。八幡大菩薩の嚴紹嚴紹によりて

二十五 白鷺池の水を汲みて來るなりと称す。彼の水池は十六会の一つ

二十六 なり。大菩薩の

二十七 教勅も故あるをや。夢覺めて傍らを見れば、金丸は机の上にあり、

二十八 硯水は

二十九 陶器に滿つ。金水祈り得て、彼の桂の木の洞にこもり居て、宝龜

三十 元年正月八日に筆を立て、同じき六年七月に書功終に畢りぬ。六ヶ

年の

二〇 間に一部六百卷書写し給ひしに、金水共に無尽無余なり。冥

二〇 衆の感応權者の奇特、筆も及びがたし。

二〇 繪在之

### 八段

二二 皇子写經中に魔障靈夢あり、八面八臂の惡鬼数千の眷

二三 属を引卒して手毎に紺紙を持ちて山林に引き散らすとなり。荒

二四 神の仕業なりと知りて祭らんとするに才覚なし。樹上に鳥きたり二つ來て

二五 口より書を落とす。披見すれば祭文祭記等なり。両通の指南を以て

二六 八

二七 種の礼奠を備て如在シヨサイの祭礼をいたさる。荒神供と云事、この時はじ

二八 ま

二九 れり。修善の魔障は權化の人も犯まかしがれず、末代の凡夫能々慎むべ

三十 し

三一 七 退屈すべからざるにや。されども靈神の加護あれば皇子御願成

三二 八 就す、終に写經六百軸に佛舍利並に佛菩薩十六羅漢十六

三三 九 善神法誦常諦梵天四王等像及鈴杵闕伽の具を相副あひまて

三四 〇 六角の浄場に奉納供養をとげ深くこれを埋みて、慈尊の出世を

三一 三期す。仍て弥勒寺と号す。その砌に惣社を建立して八幡大菩薩地

三二 三 主權現主權現諏方南宮等を勧請して護法神と定む。今に

三三 四 給ひしよりこの方、正月八月の祭礼未だ断絶せず。凡そ彼皇子一生修

三四 五 行の次第、天応入滅奇特等三善三善の為康拾遺往生伝に

三五 六 具つよなり。その後、代をへて水尾の天皇臨幸の時、勝尾寺と改

三六 七 号すと同伝に見えたり。般若の法味を神明納受し給ふ事古今此の如し。

三六 繪在之

三六 諏方縁起中 繪 隆盛

三六 詞 園満院二品親王御筆

九段

二三 桓武天皇の御宇、東夷安倍高丸暴悪の時、將軍坂の上の

二三 田村丸延暦廿年<sup>時</sup>二月勅を奉じたまひて追討の為に山道をへて

二三 奥州に下向。これ則ち、征夷大將軍の始なり。心中に祈願あり、伝へ聞く

二三 諏方大明神は東関第一の軍神なり。梟夷追討の為に鳳詔

二三 をかふりて素境に向ふ。神力にあらずは賊衆を誅しがたし、神

二三 鑿をたれて所願を成就し給へと祈誓して信州に至り給ひし時

二三 伊那郡と諏方郡との堺に大田切と云ふ所にて、先づ一騎の兵客

二三 参会す。穀の葉の藍摺の水旱を着て鷹羽の篋矢を負ひ、葦

二三 毛なる馬に乗りたり。將軍誰人ぞと問ひ給ふ。当国の住人なり、誠に

二三 官仕の志ありて参向すと兵客答ふ。只人にあらずと將軍

二三 思ひたまひて、即ち先陣としてはるばる奥州へ趣き給ふ。その間山

二三 川所々にて

二三 眷属多く化現す。官軍みな奇異の思ひをなして勇みあひけり。

二三 繪在之

十段

二三 將軍既に奥州の堺に入りて敵陣に向ひ、竊かに彼の高丸城巖

二三 内を伺ひ見給へば、後は碧巖により前は蒼海に向ひたり。左右は鉄

二三 石

二三 突きびしく閉じて、人馬更に通りがたし。高丸かの城に閉籠て軍兵

二三 又出門せず。官軍進退極まり秘計術を失ふ。仍て信州の兵客に事の

二三 由を

二三 談じ給ふ。兵客この間、聊か敵陣密通の子細ありて陣内を出でて城

二三 門に向ふ。

二三 官軍一面にこれをみれば、馬に鞭打ちて海上に望む時に分身して忽

ち五

二三 騎の射手出現す。その行粧何れも々々一樣なれば、主伴更に見えわ

二三 かず

二三 又黄衣の輩廿余人化現して各的を捧げて海上に走せちる。両

二三 方の兵、不思議の思ひをなして騒ぎ立ちて、これをみれば流鏑馬の

二三 射礼なり

二三 その内のこいたれ手狭み三々九八的等五ヶ所にしてこれを射る。今

二三 の世

二三 まで三つの秘事、作り物などといへる事、これを始めとす。人

二三 馬波をふみ

二三 て沈まず、海上平にはしる。諏方の二字を趨波と書きけるはこの時

二三 矢数

二三 事なり。高丸怖畏の思ひをなして見にも出でざりけるを、城中の男

二三 女一同に

二三 す、めければ、先づ鉄城門戸に望て一二三の的はたはたとなりて後、

二三 矢数

二三 尽きぬと心得て頭をさし出して見けるを手挟のかふらは本より、御

二三 手に残り

二三 たりければつと射入れ給ひけるにあやまたず、かりまたの手さき二

二三 の眼にたちて

二三 脳をとをりたりければさかさまに海へをちぬ。その時黄衣の化人等

二三 集りて頭をとりて兵客にたてまつる。鏃のさきにつらぬきてさしあ

二三 げ給ひ

二三 たれば官軍一同に勝時をつくる。その声天にもひびくらんと覺へた

二三 高丸が伴類これを見て怖畏のあまり声をあげ、手をつかねて帰降

二三 す、又須叟の間に城墾もくづれ失す。神反不思議なれば將軍涙を

一五 ながして神威を仰ぎ給ひ、士卒掌を合せて渴仰す。分身五騎

一六 は十三所の王子。黄衣の雅楽は同じ眷属なり。今に至るまで大

一七 祝の的立て、雅楽の所役この例なるとかや。

一八 絵在之

### 十一段

一九 安陪高丸が賊首を銚につらぬきて神兵又田村將軍の

二〇 先陣をうちて帰洛す。程なく信濃国佐久郡と諏方郡との

二一 堺に至る。をほとまりと号す。彼の所をいて神兵又神反を施し給

ふ。

二二 例の葦毛の馬、地の上一丈ばかりあがり、装束冠帯に改まりて、我

は

二三 これ諏方明神なり。王威を守らんが為に將軍に随逐す。今既に賊首

二四 を奉る。今更に上洛に及ばず、此の砌りに留まるべし。又遊奥の中

に畝獵

二五 殊に甘心する所也と。將軍申して云く、神兵はこれ得通の人なり何

ぞ殺生の

二六 罪業を好み給ふや。明神答へ給はく。偷に邪忌群萌を蕩して

二七 殺生の猪鹿を利せん為に、真如の境において、山海の辺に棲む也、

とて一卷の

二八 記文今考文出し給ひてかきけす様にうせ給ふ。將軍これを拜

二九 見して感涙を押へ、信力をこらして帰京の後天廳に達し、宣旨

三〇 を下されて諏方郡の田畠山野各千町、毎年作稻八万

三一 四千束、彼の神事要脚ヨウキョウにあておかる。それより以来一年中七十

三二 余日神事付隨役并に百余箇度の饗膳今に退転

三三 なし。これ則ち、彼の將軍奏達の故なり。

三四 絵在之

### 十二段

三五 寅申の支干に当社造営あり。一国の貢税永代の課役恒

三六 武の御宇に生まれり。但し、遷宮の法則諸社にはことなり、もとよ

り古新

三七 二杜相並て断絶せず。仍て仮殿の煩なし。先年新造替の新

三八 社は七廻の星霜をふれば天水これを洗ひ降露かはく事なし。

三九 当社奇特の随一なり。自おのから潔斎して今度遷宮をなし奉る。

四〇 その時の古社は又新造の後七年送りて神座、又七年をふれば

四一 前後支干一禩十三年に當て撤却す。その跡に又新造を造

四二 替して来寅の歳をまつ。かくの如く輪転す。これ則ち、両社同末社

一同の

四三 儀なり。されば後年曆に当れば初春より国司の目代巡役の官人を

四四 大行事に差し定め、御符をきり、国中の要路に関をすへて神用

四五 を分配す。一国の人民諸道の工匠を集て経営す。氏人并に国中の

四六 貴賤、人屋の管作をなさず、材料を他国へ出さず、数十本の

四七 御柱上下の大木一本別、一二人の力にて採用す。加ふるに元服

四八 婚嫁の礼、それ以てこれをとむ。違犯の者は必ず神罰をかう

四九 ぶる。垂跡已来越年の例なし。年内必ず造畢をとげて覆勸

五〇 という啓白を申す事なり。

五一 絵在之

### 十三段

五二 嵯峨天皇は当社明神の狩獵の事聊いささか教旨にかゝりたり

五三 けるに、弘仁三年春の比、御靈夢あり。彼の社かと覺しき所に臨幸

五四 なる。社司の指南に任せて御覽すれば、魚肉を多くかき外にかけ

五五 たり。上に普賢菩薩とかきたる金字の札を又かけ並べたり。本

五六 誓悲願御疑ひなくして御信仰深かりけるとかや。凡そ、仁明天皇の

五七 御宇、承和九年始めて五品の爵をさづけられて後、文徳清和兩

- 二〇八 朝、嘉祥貞観の聖曆には別勅を当社に下されて二品三品の
- 二〇九 崇班に叙し、朱雀白川の御宇、天慶永保の明時には、又繪言を
- 二一〇 天下に下されて、一階を諸神に授けられし。当社正一位に叙せらる
- 二一一 この條々国史の所見分明なり。仍て正一位法性南宮大明神と号す。

代々

- 二一二 聖主叡信左右に及ばざるをや、文治已来又東関進上の地として武
- 二一三 家崇敬、他に異なれば末代になりても靈驗弥よ掲焉なり。

二一四 絵在之

#### 十四段

- 二一五 伝教大師弘仁六年の秋、本願にもよをされて東国に向ひ功德を
- 二一六 修し給ひしに、二千部の法花経を写して上野浄土院下野大慈院
- 二一七 両国に塔を建てて、各八千巻を納めて長日の長講を始めらる。又当

國の

- 二一八 大徳服膺して師資の儀をなして法花を弘められし時、信濃國
- 二一九 大山寺の正智禪師上野國の千部経の知識に預りて二百部を
- 二二〇 助写して送らんとする刻、一槽に七馬ありて物くわず、動かず寂と
- 二二一 嘿として眠るが如くなり。かくて信宿をふる所に諏方大明神託宣
- 二二二 して、我この千部経の知識に預からんためにこの恠を示すと云々、

則ち

- 二二三 明神千部経の知識に預け給ひて後、七馬本の如くして羸瘦せ
- 二二四 ずとみえたり。この事伝教大師伝、并に祖師行業記聖徳大師のせ
- 二二五 られたるをや、尊神大師の値遇法花結縁にことなりし御事たり。

二二六 絵在之

#### 十五段

- 二二七 淳和天皇の御宇、天長十年のころ、慈覚大師大蘇山の古風を
- 二二八 伝へて楞嚴院の幽洞にして如法如説の儀則をと、のへて三年の
- 二二九 星曆を送り一乗の写経をいたし給ひしに、山路往復の浄侶水

- 二三〇 紙を迎渡し樵夫禽獸の異類禪窓に徘徊の外音信なき
- 二三一 処に諏方明神霧中に影向ありてこの法を守り給ひき。則ち、良正
- 二三二 阿闍梨が勸請三十番神に連ね奉て今世にも伝はれり。
- 二三三 されば当社には本地普賢大士を安置し、如法写経の薫修
- 二三四 最中不断の勤行にすとなり。

二三五 絵在之

#### 十六段

- 二三六 大原の本願良忍上人は叡山の学侶、顕密の碩徳なり。尚を、隠
- 二三七 遁修禪の願ありて一千日間無動寺に参籠し、廿三歳にして
- 二三八 終に三千の交衆を辞し、一宇の草庵を結びて大原の別所に籠
- 二三九 居して廿四ヶ年が間常坐三昧に入り、昼夜の観念おこたら
- 二四〇 ず、されば他心通なんどもありけるやらん、不思議多かりけり。崇

徳院

- 二四一 の御宇、上人四十六歳の時、幻化の中に弥陀の示誨を蒙りて始めて
- 二四二 聚落に出づ。天治元年聖六月九日より融通念仏の勸進を
- 二四三 致す。上一人より下万民に至るまで普くこの名帳に入りけり。ある
- 二四四 時青衣の僧庵室の前に化現して自ら名帳を書き、忽然として
- 二四五 形をかくす。披見の処に鞍馬寺の毗沙門天王の影向と見へたり。

二四六 絵在之

#### 十七段

- 二四七 天承元年四月四日、上人かの寺へ詣じて終夜念仏す。寅の一點に
- 二四八 天王又現じて上人に謁してのたまはく、先日名帳に入りて後汝を
- 二四九 護る事影の形に随ふが如し。この名帳を本帳に加へて上人の前に
- 二五〇 差し置き給へり。心神夢の覚るが如くして眼前に一巻の書あり。披
- 二五一 見すれば
- 二五二 梵釈四王を初て日月星宿諸天善神龍王八部並びに本朝大小
- 二五三 諸神に至るまで書き連ねたり。文字歴然なり。その中四十番に當り

て

二五 広田西宮諏方南宮部類眷属各百反と載せられたり。正に毘  
 二五 沙門天王の授より良忠上人祈得の事なりけり。彼の上人一生の行儀  
 終焉の

二五 奇特、委くは大原の伝記に見えたり。当社は仏法値遇の靈神旁類ひ  
 二五 なきをや。

二五 繪在之 延文元年西暦十一月廿八日

二五 同縁起第四 繪隆盛

二五 詞 青蓮院一品尊道御筆

### 十八段

二六 白河院の御宇、大祝神オオノト為信オノト存日に長男神太

二六 為仲を当職に立てて社務を執行しけるに、八幡太郎義家

二六 の誘引によりて上洛の企あり。当職の仁、郡内を出でざるも垂跡

二六 已来の流例なり。然る不可由ベカラズ父為信しきりに教訓を加ふと云へども承

引

二六 せず、既に約諾ヤクダクの上は今さら悔カイ愛に及ばずとて上洛しけるに一ノ鳥

二六 居の前より始めて引馬ども病み臥して郡の境大田切に至いたるまで

二六 七疋斃イシければ、一族従人猶諷諫ふうかんすと云へども父の命に随わず

二六 して宮中を出ぬ。誰人の教えにか留まるべき、若し神慮に背かば

二六 我身命終るべしとて登りけり。生者必滅の業報しからしむと

二六 云へども和光利物の方便猶はかりがたき物をや。

二七 繪在之

二七 さて美濃国の遠田庄芝原と云ふ所に至る。新羅三郎義

二七 光号刑部、召請して酒宴ありけり。雙六をうちけるに不

二七 慮に賽論出来て忽に鬪トウ欵ケンに及び両方多く友亡ホロボし疵キズを

二七 かふる者の数を知らず。賓主の諍イサカひなれば為仲は理を得ずして

二七 遂に自害し侍りけり。臨時の災難偏へに神罰の至す所なり。弘仁

二七 神祇格を見るに掃社敬神、鎖禍致福、今聞神宮司等、

二七 一任終身、侮ホトク黷トク不敬、崇咎屢臻、宜しく自今アライエラフ已後聞ケン扱

二七 彼氏之中、潔清廉貞、堪神主者、補任限以六年相

二七 替云々。当職者生得譜代なれば誠に任限のきたに及ばず、然しか

二七 らば弥よ旬日の神事を専らにして、朝夕の進退を慎つしむべきに神体の

二七 一号にほこりて、重禁をも犯し、父の命をも背きけるは不思議の

二七 事なり。若し又、末代後昆コノコイシメの禁にや有けん、神慮おぼつかなし。

二八 繪在之

### 二十段

二八 京都には八幡太郎折節与州禪門の前にて仏事聴聞

二八 ありける所へ、この事聞へければ驚きて座をたつ。顔色忽にかわり

二八 大に嗔忿を發する体なり。眉毛まつ毛みな逆立ちす。与州禪門

二八 見驚て使者を立てて、事の子細を尋ねらるゝ所に義光が為に

二八 為仲を討うちせさせぬ。生涯の遺恨なり。その跡救わずば後進の

二八 勇士豈に我をたのまむや。早く濃州に下向して義光が所存

二八 を相尋ぬべしと申されければ当座臨時(の)喧嘩、兼日の宿意に

二八 あらず、あえてその恨みを残すべからず、然れども所当の罪科

二八 速すみやかに糺キツ行すべし、兄弟の確執クワクワは他人の嘲哂しやうなり。暫くいきど

二八 ほりをやむべき由、再往諷諫の間、義家力及ばず数輩の

二八 下手人を誅し、彼の地を神領に付けらる。為仲が子息の神

二八 五郎為盛、子孫多しと云へども神職をつがず、神慮もつとも尤恐るべし。

二八 その後為仲が弟為繼ついで當職に立つ。三日へて頓死。又その

二八 弟為次ついで男を立つ。七箇日にて死す。当社三日祝、七日

二八 祝と号するは則ち、この事なり。父祖たりと云へども讓シヤウ補ホ自專ホせ

二八 ざる謂也。仍て、四男為貞サダを立つ。当職相伝、神慮納受、余

二八 胤しやう十余代と云ふに相統す。当家の輩、長子の外四男を賞しょう翫かん

二八 すと云ふは即ちこの例なり。神職の止とどまることなき。凡慮の及ぶ所にあ



らざるべし。

三〇二 絵在之

二十一 段

三〇三 下宮祝金刺盛澄は弓馬の芸能古今に比類なし。神に

三〇四 通じけるにや。異朝の養由が跡を学びて柳葉百歩の勢百

三〇五 発百中のわざ、昔の伝を見るが如し。三々九八の手挾こいた

三〇六 れかたと云ふ作り物は垂跡の神変なり。かくの如き奇特も射始めたり。

三〇七 希代不思議の達人なり。木曾冠者義仲を尊に取りて女子

三〇八 ひとり出生して親子の契約あさからず。されば寿永式年夏の

三〇九 ころ北国へも相ぐして、毎度の合戦に高名して越中の阿努と

三一一 両社御射山神事のために帰国したりけり。義仲誅伐の後、右

三一二 幕下いさどほり深く、彼の盛澄を召出して梶原平三

三一二 景時に預け置て死刑に定めぬ。関東の侍共彼の所作を見んと願

三二四 事渴に望みて水を求めるが如し。景時いかにもして申し助け

三二五 むと思ひてかゝる弓矢の上手を召しつかはれ候はで、失はれ候はん

事

三二六 をしく覚へ候と申しければ、さればこそそれを敵になしてをかん事

有ま

三二七 じけれとて御気色あしかりければ、さ候はゞともうせ候はんとす

る

三二八 物を召出して芸能を御らんせられて切り候はばやと侍共一

三二九 同に申し候なりと申しければ、さらばとて召出さる。諸国の侍上下

諸

三三〇 人群集見物す。紅の水干に弓手の袖の裏に月日を出して

三三一 折鳥帽子を着して参りたり。先づ八的を仕つれと仰られて

三三二 めてのらちをこゆるくせ馬を下さる。梶原が命を得て舍人竊に

三三三 このくせを授けて渡たまふ。盛澄心得て乗りたり。一度もとほさゞ

三三四 りけれどもすこしもこのくせ見せずして、はたゞと射てとほりた

り。不思

三三五 議の事と思食て、今一度仕るべしと仰せ下さる。的を用意せず

三三六 と申たりければ、その的のわれを仕つれと仰せあり、貴命に隨て重

ねて

三三七 これを射るに一つもはづれず、幕下を始めて諸人感嘆せずと云ふ事

三三八 なし。又申を仕れと仰せらる。御気色の趣とても助かるべからず。

三三九 弓箭に疵をつけても生涯の恨なりと盛澄思ひ切りて堅く辞退

三三〇 し侍りければ、今ははづれたりとも何かは苦しかるべき、争か直の

仰せをば

三三一 背くべき。只仕まつれと、景時あながちに勇ければ、心中に祈念の

旨

三三二 有りて奇瑞現前す。仍てかりまたをねちまわして又打ち出し、串を

ふつく

三三三 とい切てとをす。貴賤上下ののめきあへり。しばしほどよみやまず。

串

三三四 を召し出して御覽ずれば、上五寸計り切れて残る寸法同じ。その時

人

三三五 力の及ぶ所に非ず、併神職の故なりと右幕下信仰おこりけるにや、

三三六 切てくれたかりつる物をと二度まで仰せられてつひに免許有けり。

三三七 絵在之

二十二 段

三三六 その後当国より義仲被官の族六十余人同時に召上せられたり

三三九 けるをも盛澄が重科なほ厚免あり。況やこれ等は皆我等が

三三〇 徒党なり。

三三一 同先非をなだめられれば何ぞ後昆の勇をなさざらんやと申、やさしく

- 三二 申し上げ給ふ、理なりとて悉く赦免ありければ、同道して下向し侍りけり。
- 三三 景時が行跡これ程の仁徳なしとて時の人一同に悦びあへり。これ併ら
- 三四 当社の神験かたじけなしと申しける、されば諏方下宮上座の
- 三五 堂と申す所に景時が墓をたて、今に及ぶまで彼の跡をとぶらふと
- 三六 なん禽獸に致るまで恩徳をむくふ心ざしあり。何ぞ況んや、人倫をや。
- 三七 順逆の結縁、現当の化導、本誓誠に相応せるにや。
- 三八 絵在之
- 二十三段
- 三九 承久式年冬、湖水の御渡違例せり、衆諸人恠しと思ふ処に
- 四〇 同三年五月、天下の大乱起りて都鄙軍旅を馳せとふ、
- 四一 関東には左京権大夫平義時朝臣諸国を相催す事有り。
- 四二 信濃国その専一なり。神氏の一族各相談じて云ふ、当社大祝は
- 四三 これを神体として崇敬異他の重職なり。仍て当職の間は郡内を
- 四四 出る事なし。況や他国をや。潔斎嚴重にしてかつて人馬の血
- 四五 肉に觸れず。将来この職を相続すべき類ひは豫能く其身を慎み来た
- 三六 されば保元平治の逆乱、寿永養和の征伐にも庶子親類
- 三七 を遣き。所謂祢津神平貞直、千野六郎光弘、藤沢
- 三八 次郎清親等これなり。今度は君臣の争ひ上下の闘ひなり。天心測
- 三九 がたし。宜しく冥鑒を仰ぐべしとて、時の祝教信大明神宝前にし
- 四〇 可否を卜筮しけるに、速に発向すべき神判あり。疑殆立所に
- 四一 解て、長男小太郎信重に一族家人の勇士等相副て発遣
- 四二 せしむ。神氏の正嫡自戦場に臨む事、これ最初なるべし。時に宮
- 三三 鳥数百前陣に飛行けるを見て士卒皆渴仰の思ひをな
- 三四 せり。かくて尾張の国葉栗原に到ぬればその勢三千餘騎
- 三五 なり。美濃国大井戸と云ふ所に着ぬ。又この間日をふる。五月雨
- 三六 猶晴間なくしてこの境の大河漲出にけり。波瀾兩岸に溢
- 三七 て浅深すべて弁へがたし。向ひの岸には西軍数千陣を張り鏃を
- 三八 調て待かけたり。軍士暫く佇立する処に、例の瑞鳥千萬
- 三九 翼、兵馬の前を数遍飛まわりて、敵陣の背後を囲まん
- 四〇 とする勢をなしてくだり、瀬に飛渡りければ大勢の鳥の飛に随ひて
- 四一 同時に河へ打入たり。古老の村氏だに未だ知ざる浅瀬なり。
- 四二 大軍一騎もおくれず着岸す。敵軍後をたれじと一戦に
- 四三 及ず千戈を捨てて、乗馬を離て退散しぬ。これ東山道の
- 四四 前陣なり。それより入洛の日に至まで度々の戦功拔群なりしかば
- 四五 後日に義時朝臣書札を敦信祝に送りて勲功を褒美し
- 四六 神験を感嘆す。委細の趣書載すに及ばず、彼の状今に相伝せりとぞ
- 四七 聞ゆる。然間抽賞傍倫にこえ、名譽當時に盛なり。その後
- 四八 神家の輩多く西国北国に居住し、後胤なを相続せり。豈に
- 四九 皆かの時恩賞の地なるべし。凡そ我神三韓征罰の曩意、未だ忘
- 五〇 れたまはざれば、神氏武勲の業、永世相承けて左右にあたわざる者
- か。